

取扱食品の放射性物質 自主検査結果報告書

平成24年 4月17日更新

＜試験方法等＞

- (1)一般食品のスクリーニング検査について
NaI(Tl)シンチレーションスペクトロメーターを使用し、一般食品について検査します。

(2)ゲルマニウム(Ge)半導体検出器による確定検査(検査機関:日本冷凍食品検査協会)
一般食品のスクリーニング検査で測定値が25Bq/Kgを超えた場合は、ゲルマニウム半導体検出器を用いて確定検査を行います。
飲料水、牛乳はゲルマニウム半導体検出器を用いて確定検査を行います。
厚生労働省3/1発信の「食品中の放射性セシウムスクリーニング法の一部改正について」に則し、また3/15発信の「食品中の放射性物質の試験法について」に準じて実施しています。

| (単位:ベクレル/kg) | | |
|--------------|-----|-------|
| 食品衛生法規格 | | 当社基準値 |
| 食品区分 | 基準値 | |
| 飲料水 | 10 | 2 |
| 牛乳 | 50 | 10 |
| 一般食品 | 100 | 25 |

＜検査結果の見方＞

- (1)スクリーニング検査における「検出せず」とは、測定下限値未満のことです。測定下限値とは最終的に分析として測定できる最小値で、当社のスクリーニング検査では $25\text{Bq}/\text{kg}$ を測定する場合の最下限値としています。

(2)ゲルマニウム半導体検出器の検査における「検出せず」とは検出限界値未満のことです。検出限界値とは、使用するゲルマニウム機器にて放射性物質が含まれていることがわかる検出可能値をいいます。その限界値は飲料水が $2\text{Bq}/\text{kg}$ 、牛乳が $10\text{Bq}/\text{kg}$ です。

検査機器 NaI NaI(Tl)シンチレーションスペクトロメータ -
Ge ゲルマニウム半導体検出器

検査はサンプリングにより実施しています。従いまして 検査結果は検査した検体に対する結果であって、当社で販売しているすべての商品に対する結果を意味するものではありません。